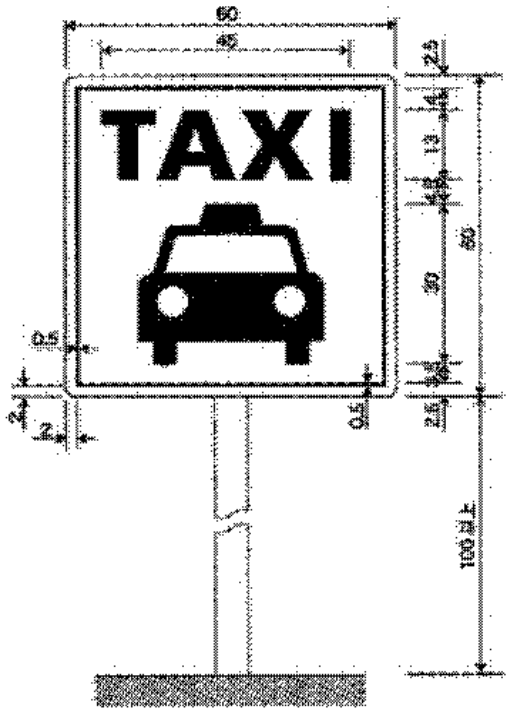
第十一号様式　（平29国交令42・全改）



注　(1)　文字、記号及び縁線は、黒色とし、縁及び地は、白色とする。ただし、標識を灯火により表示する場合においては、文字、記号及び縁線は、白色とし、縁及び地は、黒色とすることができる。

(2)　寸法の単位は、センチメートルとする。

(3)　標識の寸法は、道路の設計速度、道路の形状、交通の状況又は設置場所周辺の実情を考慮し、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は容易に視認できる範囲において、図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。